平成２１年（フ）第１８９号
山形県天童市駅西１－１－５　レオパレス北小畑104、住民票上の住所山形県西村山郡西川町大字志津６番地
債務者　工藤　由紀
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０１号
山形県尾花沢市大字五十沢1099番地
債務者　奥山　雄一
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０２号
山形県尾花沢市大字五十沢1099番地
債務者　奥山美登利
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０３号
山形市小白川町５丁目19番10―1008号　市営松原アパート
債務者　渡辺　幹大
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０５号
山形市下条町１丁目４番43号　森谷アパート６号
債務者　岩村　義一
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１号
群馬県利根郡みなかみ町湯原431番地３　藤コーポＡ号棟２号室
債務者　兵藤きよ子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
静岡県浜松市中区西浅田１丁目９番30号
債務者　小野　英夫
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
山口県宇部市寿町１丁目１番18―805号
債務者　平元　祐二
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１０２号
山口県宇部市明治町２丁目９番20号
債務者　冨屋　奏子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１０７号
山口県山陽小野田市中川５丁目８番40号　清流ハイツＡ棟202号
債務者　中林　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１５５号
群馬県太田市粕川町39番地１　市営Ｂ―５号
債務者　小澤　幸江（旧姓武内）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１５４０号
名古屋市西区花の木１丁目１番６号　グリーンハイツ浅間町512号
債務者　佐竹　雄二
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６８２号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１　38号棟303号室
債務者　榎本　輝樹
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６８３号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１　38号棟303号室
債務者　榎本　高志
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９７号
静岡県富士市水戸島１丁目５番44号
債務者　渡邉　妙子（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午後１時30分
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１０号
新潟県佐渡市両津夷98番地26
破産者　柴田　芳文
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第１３５号
三重県多気郡明和町大字山大淀513番地２、開始決定時の住所三重県松阪市飯南町向粥見1083番地２
破産者　徳田　元一
1　破産債権の届出期間　平成21年８月７日まで
2　一般調査期日　平成21年９月９日午後２時
平成21年７月８日　　津地方裁判所松阪支部